

地下鉄道の火災対策の基準について

昭和50年1月30日 鉄経第49号の2
運輸省鉄道監督局長から陸運局長あ
て通達

地下鉄道の火災対策の基準について、別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、管下地方鉄道事業者を指導されたい。

記

- 1 この基準は、地下駅及び当該地下駅に接続するトンネルに対し適用する。
- 2 地下鉄道を新設する場合には、この基準に従って整備することとし、既設の地下鉄道についても、早期にこの基準に適合するよう改善することとする。

別 紙

地下鉄道の火災対策の基準

1 建造物の不燃化

地下にある建造物は、原則として、不燃化すること。

2 防災管理室の整備

駅には、情報の収集、連絡及び命令の伝達、旅客への案内放送並びに防火シャッター等の監視及び制御を行う係員が常時勤務する防災管理室を設けること。

3 警報設備、通報設備、避難誘導設備等の整備

(1) 警報設備

駅には、自動火災報知設備を設け、防災管理室にその受信機を設けること。

(2) 通報設備

(ア) 駅には、次の設備を設けること。

(a) 防災管理室と消防、警察、運転指令所、電力指令所、駅内各所及び関係隣接建築物との間で連絡できる通信設備

(b) 防災管理室で統括できる放送設備

(c) 防災管理室と地上とを連絡するための無線用補助アンテナ。また、地下において乗換えを行う駅及び地下街と接続する駅の構内には、防災管理室及び地上と無線通話ができるための伝送路

(イ) 駅間には、列車及びトンネルから運転指令所に連絡できる通信設備を設けること。

(3) 避難誘導設備

(ア) 駅には、次の設備を設けること。

- (a) 乗降場から地上までの異なる2以上の避難通路
- (b) 常用する電源が停止した場合、非常電源により即時に自動的に点燈し、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる照明設備
- (c) 避難口誘導燈及び通路誘導燈

(イ) 駅間には、次の設備を設けること。

- (a) 常用する電源が停止した場合非常電源によりすみやかに点燈し、避難の際通路になる部分の路面において1ルクス以上の照度を確保することができる照明設備
- (b) 非常電源による照明設備に近接した位置に、駅又はトンネル口までの距離及び方向を示す標識

(4) 排煙設備

(ア) 駅及び駅間には、排煙を有効に行える設備を設けること。ただし、既設の地下鉄道においては、可能な限り設けること。

(イ) 駅には、乗降場と線路との間、階段、エスカレーター等の部分に、必要に応じて垂れ壁等の煙の流動を妨げるものを設けること。

(5) 防火戸

駅と他線の駅（同一の乗降場を使用するものを除く。）、地下街等との地下における連絡箇所には、防火戸を設けること。

(6) その他

(ア) 駅には、空気呼吸器を常設すること。

(イ) 変電所には、原則として、専用の換気設備を設けること。

4 消火設備の整備

(ア) 駅には、次の設備を設けること。

- (a) 消火器
- (b) 屋内消火栓設備
- (c) 連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備
- (d) 連結送水管

(イ) 駅間には、駅間距離が長い場合は連結送水管を設けること。

5 防災管理体制の整備

防災に関する諸規程を整備するとともに、消防等防災関係機関との連絡等の緊急処理体制を整備すること。